

<重要事項説明書>

(事業の目的)

第1条 医療法人香徳会が開設する旭ヶ丘訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が事業の必要を認めた高齢者に対し、事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営方針は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、生活機能の維持又は向上を目指すこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人香徳会 旭ヶ丘訪問看護ステーション
- 2 所在地 関市平成通2丁目7番12号
- 3 電話番号 0575-24-2333 FAX番号 0575-24-6970
- 4 管理者名 後藤 由美
- 5 事業所番号 2160290017

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
- 2 看護職員 7名以上
- 3 理学療法士・作業療法士 4名以上
- 4 言語聴覚士 1名以上
- 5 事務職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日（日曜日・祝日・12月30日～1月3日は休み）
- 2 営業時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

※ 但し緊急時はこの限りではない。24時間対応体制

(各事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

事業の内容 利用者の居宅における病状・障害の観察、褥瘡の予防、処置等利用者のかかりつけ医の指示、及び訪問看護計画に基づき、その看護師、准看護師、理学療法士、もしくは作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅を訪問して、訪問看護サービスを実施する。

(利用料等)

第7条 1 介護保険法令の法定利用料に基づく金額とする。通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する（訪問看護重要事項第7条第1項別紙1記載）

2 医療保険法にて、事業を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとする。（訪問看護重要事項第7条第2項別紙2記載）

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける事とする。

4 利用者がサービスの利用を中止する際にはサービス実施日の当日朝8時20分～8時45分までに連絡を受ける事とする。連絡がなければ、キャンセル料を徴収する。（基本料金の30%）

5 介護保険法及び医療保険法以外で、サービスを提供した場合の利用料は、基本料金の100%を徴収することとする。なお、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、事業所から半径15km未満の関市、美濃市、美濃加茂市、富加町、各務原市とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 1 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨機応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医等に報告しなければならない
- 3 緊急訪問とは、緊急時訪問看護加算を算定している利用者において、定期訪問以外に下記状態に応じて、電話相談対応した結果で訪問が必要と判断した時に訪問する事とする。
- ・突然の呼吸困難、意識レベルの低下等の症状が出現した時
 - ・突然の発熱、嘔吐、腹痛、胸痛等あり、緊急性がある時
 - ・挿入中のカテーテル(点滴、尿管、気切、胃瘻等)の抜去、閉塞、破損等トラブル時
 - ・酸素、呼吸器等医療器具の不具合時
 - ・転倒等で疼痛が出現し、部位の腫脹と可動不可が生じている時

(事故発生時の対応)

第10条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員又は、地域包括支援センター及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(守秘義務)

- 第11条 1 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第12条 指定訪問看護の事業に関する相談や苦情は、管理者宛の文書で申し出る事ができ、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して、申し出る事ができる。事業所としてこれに迅速に対応するものとする。

苦情・相談窓口

旭ヶ丘訪問看護ステーション	電話0575-24-2333	担当 所長
受付時間	月曜日～土曜日	午前9時～午後5時
関市高齢福祉課	電話0575-23-7730	
岐阜県国民健康保険団体連合会	電話058-275-9826	介護保険課
関市健康福祉部市民健康課	電話0575-24-0111	

(虐待の防止のための措置)

第13条 指定訪問看護は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための看護師等に対する定期的な研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待防止のために必要な措置

指定訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

- 4 担当者を設置し委員会を定期的に開催するものとする。
- 5 指針を作成するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第14条 指定訪問看護は、サービスの提供に当たっては当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 1 指定訪問看護は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を利用者又はその家族に説明し記録する。

第15条 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価は実施しておりません

第16条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人香徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、2018年4月1日	施行する。
この規定は、2019年7月1日	第3条 第4条 改訂。
この規定は、2019年10月1日	第4条 第7条 改訂。
この規定は、2020年8月1日	第4条 第9条 改訂。
この規定は、2021年4月1日	第7条第1項 改訂。
この規定は、2021年7月1日	第4条 第13条 改訂。
この規定は、2022年4月1日	第4条 改訂。
この規定は、2022年9月1日	第4条 第8条 改訂 第14条 追加。
この規定は、2024年6月1日	第13条 14条 追加。
この規定は、2024年10月1日	第3条 2 所在地 変更。
この規定は、2025年7月1日	第3条 4 管理者名変更。

介護保険ご利用について

重要事項第7条第1項

別紙1

訪問看護利用料金表（介護保険適用）

※2 割負担の場合は2倍になります

※3 割負担の場合は3倍になります

自己負担額（サービス提供体制強化加算額を含む）

訪問看護	20分未満	30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満
介護給付 要介護1～5	320円	477円	829円	1,134円
予防給付 要支援1,2	309円	457円	800円	1,096円

訪問リハビリ	20分	40分
介護給付 要介護1～5	300円	600円
※予防給付 要支援1,2	290円	580円

※入室から退室までの時間です

● 交通費

- 通常の事業の実施地域（半径15km）を超えた時点で200円とする。
以下1km増す毎に50円ずつ加算する。

通常の事業の実施地域を超えた時点	交通費
半径15km時点	200円
16km	250円
17km	300円
18km	350円
19km	400円
20km	450円
30km	950円

● その他の利用料

- 死後の処置料 10,000円

介護保険加算項目について

加算項目		単位	加算の詳細
サービス提供 体制強化加算	I	6 円／回	7 年以上の勤続年数のある看護師及び理学療法士が 3 0 % 以上配置されている事業所に算定します
	II	3 円／回	3 年以上の勤続年数のある看護師及び理学療法士が 3 0 % 以上配置されている事業所に算定します
初回加算		3 5 0 円／月 3 0 0 円／月	新規に訪問看護を利用した月に算定します 退院・退所当日に初回訪問した場合 新規に訪問看護を利用した月に算定します 退院・退所した日の翌日以降に初回訪問した場合（2 ヶ月以上の中止期間後の利用した月に算定します）
退院時共同指導加算		6 0 0 円／月	病院・介護老人保健施設に入院・入所中の利用者に対して、退院後在宅生活における必要な指導を行った場合に算定します
介護職員連携強化加算		2 5 0 円／月	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者様に係る計画の作成や訪問介護員に対して助言の支援を行った場合に算定します
緊急時訪問看護加算	I	6 0 0 円／月	2 4 時間対応できる体制をとっている事業所に算定します
	II	5 7 4 円／月	
特別管理加算	I	5 0 0 円／月	厚生労働大臣が定める状態にあるものに算定します（悪性腫瘍・気管チューブ、留置カテーテル他）
	II	2 5 0 円／月	厚生労働大臣が定める状態にあるものに算定します（在宅酸素・人工肛門設置・重度の褥瘡・点滴他）
複数名訪問加算	I	30 分未満 2 5 4 円／回 30 分以上 4 0 2 円／回	利用者様の身体的理由等により、複数の看護師が訪問した場合に算定します
	II	30 分未満 2 0 1 円／回 30 分以上 3 1 7 円／回	利用者様の身体的理由等により、看護師等と看護補助者が訪問した場合に算定します
長時間訪問看護加算		3 0 0 円／月	1 時間 3 0 分以上の訪問看護を実施した場合（特別管理加算対象者）に算定します

専門管理加算	250円／月	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します
口腔連携強化加算	50円／回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合に算定します
遠隔死亡診断補助加算	150円／回	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定します
ターミナルケア加算	2,500円	ターミナルケアを行った場合に算定します
早朝・夜間（6時～8時、18時～22時）	自己負担額 25%増	
深夜（22時～6時）	自己負担額 50%増	
看護体制強化加算Ⅰ	550円／月	
看護体制強化加算Ⅱ	200円／月	
予防看護体制強化加算	100円／月	

医療保険ご利用について

重要事項第7条第2項

別紙2

訪問看護利用料金表（医療保険適用）

事業で提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものを原則としている

後期高齢者医療（75歳以上の方、 65歳～74歳の認定を受けた方）	本人1割 + 交通費片道15Km以上 本人2割 + 交通費片道15Km以上 収入のある方 本人3割 + 交通費片道15Km以上
健康保険	本人3割 + 交通費片道15Km以上 家族3割 + 交通費片道15Km以上 6歳未満2割 + 交通費片道15Km以上
国民健康保険	退職者本人 2割 + 交通費片道15Km以上 3割 + 交通費片道15Km以上 一般被保険者 3割 + 交通費片道15Km以上

●訪問看護利用料金

※自己負担1割の場合（自己負担2割負担の場合は2倍、3割の場合は3倍になります。
重度身障者、助成あり）

区分	基本料金	委細
基本療養費	555円/回	看護師等の訪問で、週3日まで
基本療養費	655円/回	看護師等の訪問で、週4日以降
難病等複数回訪問加算 （厚生労働大臣が定める疾病）	450円/日 800円/日	2回/日 3回/日
緊急時訪問看護加算（1日/1回）	265円/月14日目まで 200円/月15日目以降	計画外の訪問看護を行った場合 （主治医の指示）
乳幼児加算	厚生労働省が定める者 180円/日 上記以外の場合 130円/日	6歳未満の乳幼児
精神訪問看護基本療養費（30分以上）	555円/回	看護師等の訪問で、週3日まで
精神訪問看護基本療養費（30分未満）	425円/回	看護師等の訪問で、週3日まで
精神訪問看護基本療養費（30分以上）	655円/回	看護師等の訪問で、週4日以降
精神訪問看護基本療養費（30分未満）	510円/回	看護師等の訪問で、週4日以降
管理療養費（初日）1.2.3以外の場合	767円/回	初日（1回のみ）
機能強化型訪問看護管理療養費1（初日）	1,323円/回	初日（1回のみ）
機能強化型訪問看護管理療養費2（初日）	1,003円/回	1・2・3の要件を満たした場合
機能強化型訪問看護管理療養費3（初日）	870円/回	
管理療養費（2日目以降）	300円/回	2回目以降

医療保険加算項目について

加算項目	金額	加算の詳細
24時間対応体制加算	イ 680円／月 ロ 652円／月	24時間対応できる体制をとっている事業所が算定します
訪問看護基本療養費 (外泊中の訪問看護)	850円	入院中の外泊時、訪問看護が必要である場合算定します
緊急訪問看護加算	イ 月14日まで265円 ロ 月15日目以降200円	医師の指示により緊急訪問した場合算定します
長時間訪問看護加算	520円	1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合算定します
夜間・早朝(6時～8時、 18時～22時)	210円	該当する時間に訪問看護を行った場合算定します
深夜(22時～6時)	420円	該当する時間に訪問看護を行った場合算定します
退院時共同指導加算 更に特別管理指導加算	800円 200円	医療機関、介護老人保健施設の主治医または職員と共同し在宅での療養上必要な指導を文書により提供した場合算定します。特別管理加算の対象者に算定します
退院支援指導加算 更に長時間の療養上 必要な指導	600円 840円	退院日に療養上必要な指導を行った場合算定します
在宅患者連携指導加算	300円	医療機関または保険薬局と文書等により情報共有を行い療養上の必要な指導を行った場合算定します
在宅患者緊急時カンファレンス加算	200円	介護支援専門員と共同で利用者様の家に赴きカンファレンスに参加し療養上の必要な指導を行った場合算定します
専門管理加算	250円／月	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアにかかる専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合に算定します 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定します
特別管理加算	250円／月または 500円／月	厚生労働大臣が定める状態にあるものに算定します(悪性腫瘍・気管チューレ、留置カテーテル他) (在宅酸素・人工肛門設置・重度の褥瘡・点滴他)
情報提供療養費 1	150円／月	厚生労働大臣が定める状態にあるものに、市町村及び都道府県に対して、訪問看護の状況を示す文書を提供した場合に算定します

情報提供療養費 2	1 5 0 円／月	学校からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を提供した場合に算定します
情報提供療養費 3	1 5 0 円／月	保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所する際、診療を行っている保険医療機関が入院又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、保険医療機関に訪問看護に係る情報を提供した場合に算定します
ターミナルケア療養費 1	2, 5 0 0 円	在宅でターミナルケアを行った場合に算定します
ターミナルケア療養費 2	1, 0 0 0 円	特別養護老人ホームでターミナルケアを行った場合に算定します
遠隔死亡診断補助加算	1 5 0 円	情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定します
訪問看護医療 D X 情報活用加算	5 円	初回訪問時等に利用者の診療情報・薬剤情報を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供した場合に算定します

● 交通費

- 通常の事業の実施地域（半径 1 5 k m）を超えた時点で 2 0 0 円とする。
以下 1 K m 増す毎に 5 0 円ずつ加算する。

通常の事業の実施地域を超えた時点	交 通 費
半径 1 5 K m 時点	2 0 0 円
1 6 K m	2 5 0 円
1 7 K m	3 0 0 円
1 8 K m	3 5 0 円
1 9 K m	4 0 0 円
2 0 K m	4 5 0 円
3 0 K m	9 5 0 円

●その他の利用料

- 死後の処置料 1 0,0 0 0 円

※医療保険、介護保険の加算項目につきましては、発生する月と発生しない月が予想されますので明細書にて確認をお願いします。